

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北斗市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道北斗市長

公表日

令和8年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>北斗市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に従い、予防接種の実施に係る事務(予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理)を行うものである。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施対象者の把握 ・予防接種に関する記録を作成・管理</p> <p>②予防接種の実費の徴収に関する事務</p> <p>③予防接種による健康被害救済に関する事務</p> <p>④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表(14、126の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定める事務及び情報を定める命令 <p>(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項) <p>(別表における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(25、26の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(27、28、29の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(153、154の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部保健福祉課 民生部子育て支援課
②所属長の役職名	民生部保健福祉課長 民生部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北斗市総務部総務課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北斗市民生部保健福祉課 北斗市民生部子育て支援課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者からのマイナンバーの提供を以って申請者が申請書等に記載したマイナンバーとの整合性を確認している。 ・申請者のマイナンバーが得られない場合に行う住基ネットでの照会は4情報もしくは3情報(申請者の住所を含む)による照会を原則としている。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[9) 従業者に対する教育・啓発]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	①当所のシステムにて必要最低限の人数及び参照範囲となるように職員のアクセス制限を設定している。 ②①によるアクセス権限所有者は、取得・参照した情報の管理方法について権限のない職員への内部漏洩等の危険性について指導を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1(10)の項	・番号法第9条第1項 別表第1(10)の項 ・番号法別表第1表の主務省令で定める事務を	事後	
令和1年6月28日	I-5-①部署	民生部保健福祉課	民生部保健福祉課 民生部子ども・子育て支援課	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	民生部保健福祉課長 安藤 裕樹	民生部保健福祉課長 民生部子ども・子育て支援課子育て担当課長	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	北斗市民生部保健福祉課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10	北斗市民生部保健福祉課 北斗市民生部子ども・子育て支援課	事後	
令和3年6月28日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和3年3月8日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第9条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	事後	再評価
令和3年3月8日	I-5-②所属長の役職名	民生部保健福祉課長 民生部子ども・子育て支援課子育て担当課長	民生部保健福祉課長 民生部子ども・子育て支援課長	事後	再評価
令和3年3月8日	II-1-①いつの時点の計数が(対象人数)	令和1年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	再評価
令和3年3月8日	II-2-①いつの時点の計数が(取扱回数)	令和1年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	再評価
令和3年10月29日	I-1-②事務の概要	・「北斗市(以下「市」という。))は、予防接種法その他の予防接種に関する法律及び条例に基づき、健康管理システム、団体内統合連携サーバー、中間サーバー」	北斗市は、予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に従い、予防接種の実施に係る事務(予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理)を行うものである。	事後	評価書の見直し
令和3年10月29日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、団体内統合連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事後	評価書の見直し
令和3年10月29日	I-3法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1(10)の項 ・番号法別表第1表の主務省令で定める事務を ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の提供の制限)	・番号法第9条第1項別表第1(10)の項、93の2の項 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供(別表第二省令における情報提供の根拠))第59条の2	事後	評価書の見直し
令和3年10月29日	II-1-①いつの時点の計数が(対象人数)	令和3年2月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年10月29日	II-2-①いつの時点の計数が(取扱回数)	令和3年2月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	評価書の見直し
令和4年6月27日	I-5-① 部署	民生部保健福祉課 民生部子ども・子育て支援課	民生部保健福祉課 民生部子育て支援課	事後	再評価
令和4年6月27日	I-5-② 所属長の役職名	民生部保健福祉課長 民生部子ども・子育て支援課長	民生部保健福祉課長 民生部子育て支援課長	事後	再評価
令和4年6月27日	I-8 連絡先	北斗市民生部保健福祉課 北斗市民生部子ども・子育て支援課	北斗市民生部保健福祉課 北斗市民生部子育て支援課	事後	再評価
令和4年6月27日	II-2-①いつの時点の計数が(取扱回数)	令和3年11月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	再評価
令和3年1月12日	I-4(2) 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち	(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち	事後	法令等の改正による修正
令和3年1月12日	II-2-①いつの時点の計数が(対象人数)	令和4年6月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	法令等の改正による修正
令和3年1月12日	II-2-②いつの時点の計数が(取扱回数)	令和4年6月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	法令等の改正による修正
令和3年3月19日	I-9、規則第9条第2項の適用	(なし)	項目を追加	事後	
令和3年3月19日	IV-8 人手を介在させる作業	(なし)	十分である	事後	新様式移行に伴う再評価
令和3年3月19日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	十分である	事後	新様式移行に伴う再評価
令和3年3月19日	I-1-②事務の概要	北斗市は、予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に従い、予防接種の実施に係る事務(予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理)を行うものである。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う ①予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施対象者の把握 ・予防接種に関する記録を作成・管理 ②予防接種の実費の徴収に関する事務 ③予防接種による健康被害救済に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。	北斗市は、予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に従い、予防接種の実施に係る事務(予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理)を行うものである。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う ①予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施対象者の把握 ・予防接種に関する記録を作成・管理 ②予防接種の実費の徴収に関する事務 ③「予防接種」による健康被害救済に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。	事後	法令等の改正による修正
令和3年3月19日	I-3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項別表第1(10)の項、93の2の項 ・番号法別表第1表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項別表(14、126の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法令等の改正による修正
令和3年3月19日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の提供の制限) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2項、16の3項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2、第12条の2の2) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(16の2項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(17、18、19の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2、第13条) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の提供の制限) ・番号法第19条第6号に基づく主務省令第2条の表で定める事務及び情報を定める命令 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2、第12条の2の2) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項) (別表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(25、26の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(27、28、29の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2、第13条) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(153、154の項)	事後	法令等の改正による修正